

11 経済・雇用対策の実施について

我が国の経済は緩やかに回復しつつあるものの、その動きが地域経済の隅々にまで行き渡っているとは言い難い状況である。

また、近時の円安の進展に伴い、急激な物価上昇による家計や企業活動への影響も懸念される。

さらに、消費税率（国・地方）引上げ前の駆け込み需要による反動減などにより、平成26年4月以降、景気の腰折れが懸念される。

国は、10月1日に閣議決定した経済政策パッケージにおいて、12月上旬に新たな経済対策を策定し、平成25年度補正予算を来年度予算と併せて編成することとしているが、その具体化に当たっては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 「健康・医療」「環境・エネルギー」など成長期待分野への支援、社会資本の適切な維持管理や防災・減災対策の推進、弱者・低所得者対策など実効性ある経済・雇用対策を盛り込んだ補正予算を早急に編成すること。
- 2 その際、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（地域の元気臨時交付金）等と同様に、地方の創意工夫により地域の実情に即した経済・雇用対策を機動的に実施できる交付金を設けること。
- 3 投資減税措置等の実施に当たっては、地方の財政運営に支障を生じさせることのないよう、十分な税財源を確保すること。